



討議資料

# 県議会報告

## 新型コロナウイルス対策

山口県議会6月定例会(6月24日～7月10日)では、  
コロナウイルス関係の経済対策を盛り込んだ一般会計  
補正予算案(約2、160億円)、知事の6月期末手  
当カットの条例など10件が審議、可決されました。  
一般質問では、ウイルス対策や教育問題を取り上げ  
ましたので、主な内容をご説明します。詳細は、井原  
すがこのホームページやブログでご覧下さい。

### 背景や問題点

最近の東京での感染拡大を見ると、山口県でも、第2波に備える必要があります。そこで、これまでの経験を活かした感染防止と経済を両立させるための新たな対策のあり方について聞きました。

### 質問

これまでのPCR検査の実施件数や感染者数、受入病床数、問題点などを教えてください。

### 答弁

保健所等へのPCR検査は約2千件、感染者数は37例、確保病床は423床です。一方で、県の不安により相談が急増し、その対応に苦慮しました。

### 質問

国は検査の拡大には終始消極的ですが、本県独自に、徹底した検査による感染の早期発見と隔離により、感染拡大防止と経

### 答弁

感染の可能性がある人に対する幅広い検査が必要であり、PCR検査の310件への拡充、「地域外来・検査センター」の設置促進、短時間で判定が可能な抗原検査の導入を進めます。



### コメント

県の考え方は従来とあまり変わっていないようですが、経済と感染防止を両立させるためには、無症状者も含めた検査の大幅拡充と感染者の隔離が不可欠であり、今後ともそうした対策の実施を求めていきます。

(写真：議員控室の花)



す が こ と 話 せ っ し ゃ ー !

コロナが落ち着いたら再開しますのでご承ください

これまでも感じてきたことですが、私の再質問にはマトモに何も答えず、ダラダラと一般論を述べてばかりで聞いていてイライラします。

### すがこのハテナ? 議事運営と進行とは



質問相手でない職員が突然出てきて、訳の分からない答弁をし始めて驚きました。よほど

“あなたには質問していません”と言おうかと思いました。また、答弁漏れの再質問に対しても「議事進行します」と議長に言われ、とうとう答えてもらえませんでした。とても納得できませんので、当事者が正確に答弁するよう、議会運営の改善を求めていきます。

岩国健康福祉センター

岩国・和木地区相談窓口  
岩国健康福祉センター  
0827-29-1523



# 教育を受ける権利

## 背景や問題点

岩国基地の軍人・軍属や日本人従業員等の子供の通学規制が行われ、保護者から学習の遅れや精神的ストレスなど悲痛な訴えが寄せられました。同じ日本人の子供なのにどうして学校に行けないのか、疑問に思いました。



のコメント

1カ月間の欠席により学習や学校生活に深刻な影響が生じています。よく言われる登

## 公正な教科書採択

## 背景や問題点

今年は、今後4年間使用される新学習指導要領に基づく新しい中学校教科書の採択の年ですが、その選定・採択が適正に行われ、子供たちにとって最善のものが選ばれているのか疑問もあり、質しました。

## 質問

昨年8月の教育委員会会議で県立

中学校2校の歴史教科書が採択されていますが、その議事録を読むと、候補となった教科書について十分な比較検討が行われておらず、また内容に誤りがあるとも言われています。採択された教科書は他と比べてどこが優れているのか、理由を教えてください。

校自粛ではなく、事実上の通学禁止命令は、他の米軍基地にはない岩国だけの特殊なものであり、二度と繰り返さ



## 答弁

教科書はすべて国の検定に合格して

り、教育委員が内容を事前に十分研究、議論した上で採択されています。昨年の歴史教科書採択の理由は、本県教育が目指す「郷土に誇りと愛着を持つ人材の育成」に適しているということ



のコメント

内容に偏りや誤りがあると

小雨の降る中、山口市まで傍聴に行きました。

議会もコロナ対策がされており、議場の議員や職員はみんなマスク姿でした。受付に行く

## 驚きの答弁に怒り

令だから仕方がないという無責任な回答。日本国憲法よ

ようになっ

井原議員の質問のうち、コロナ対策ではもっと検査を増やして感染者と非感染

## 傍聴席

日本国憲法26条ですべての日本国民は等しく教育を受ける権利がある」と定められている。

井原議員は「米軍岩国基地司令官のコロナ対策に関する命令で、日本国籍を有する子供たちが教育の機会を奪われた。県はどう考えるか」と質

者を分け、経済活動も回していくよう知事が率先して対策をすべきと提案、しかし積極的な回答は得られず、残念に感じました。

また、米軍基地関係者の子供たちがコロナ対策のため、登校を制限されていることが憲法違反ではないかとの問いに、司令官命

はこの案件に対し、実態把握を怠っている。

その姿勢には、子供や県民の権利を守るという姿勢は微塵も感じな

## 県民を守る姿勢欠如

これに対し、「司法が判断すること」と逃げた。また県

## 答弁

憲法との関係は、最終的には司法の判断ですが、各学校の学習支援により学習機会は確保されており、登校しないことのみをもって「教育を受ける権利」がまったく失われていたと考えていません。

## 質問

基地司令官の命令により、少なくとも数十人の子供が欠席させられています。明らかに憲法第26条の「教育を受ける権利」の侵害に当たり、子供たちに不利益が生じないよう努力するなどという曖昧な対応では済まされません、直ちに是正する義務があります。

(岩国市 70代 男性)

(岩国市平田 60代女性)

## 井原すかご後援会事務所

郵便 740-0017

住所 岩国市今津町

4-11-20

コーポ本 1階

電話 0827-21-9808